

平成30年度居宅介護支援の实地指導における指導事例から

1. 運営基準減算の適用について

・居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等について、利用者に文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、利用者から署名による同意をもらうこと。

→ 实地指導での事例・・・利用者が複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること及び当該居宅サービス事業者の選定理由について、利用者または利用者家族から署名による同意をもらっていないかった。

平成30年度介護報酬改定では、利用者の意思に基づいた契約であることを明確にするために、居宅介護支援事業者に対して、利用者との契約時に公正中立なケアマネジメントを行う説明責任がある旨の制度改正が行われております。

今年度本市の实地指導においては、当該減算の適用について修正した重要事項説明書を提出いただくこと等をもって、直ちに過誤請求までは求めませんでした。が、次年度までに利用者等に対して説明を行わなかったり、署名をもらっていない場合等は今年度まで遡って減算請求等となる場合がありますので、まだ署名をもらっていない事業所につきましては、必ず今年度中に説明の上、署名をもらっておいてください。

なお、厚労省の通知では利用者等から署名をもらう文書について、明確に文書を指定する記載はありませんが、利用者からいただく書類を少しでも減らす観点から、本市においては、重要事項説明書に必要事項を記載することが望ましいと判断します。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について【平成12年老企第36号】

第3 居宅介護支援費に関する事項

6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

注2の「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合」については、大臣基準告示第82号に規定することとしたところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。市町村長（特別区の区長を含む。以下この第3において同じ。）は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

(2)～(4) (略)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(抄)(平成11年7月29日老企発第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

第2の3(1)

基準第4条は、基本理念としての高齢者自身によるサービス選択を具体化したものである。利用者は指定居宅サービスのみならず、指定居宅介護支援事業者についても自由に選択できることが基本であり、指定居宅介護支援事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、当該指定居宅介護支援事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定居宅介護支援事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

また、指定居宅介護支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものであり、居宅サービス計画は基準第1条の2の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである。このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明するに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。

以下、(略)

介護保険最新情報 Vol. 629「平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (平成30年3月23日)の送付について」

【居宅介護支援】

○ 契約時の説明について

問131 今回の改正により、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づけ、それに違反した場合は報酬が減額されるが、平成30年4月以前に指定居宅介護支援事業者と契約を結んでいる利用者に対しては、どのように取り扱うのか。

(答)

平成30年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい。

2. 入院時情報連携加算について

・入院時情報連携加算について、居宅サービス計画等に必要な内容を記録できていないのがみられたので、必ず記載すること。

→ 実地指導での事例・・・入院時情報連携加算について、入院時情報提供書はあったが、居宅サービス計画に必要な内容の記録(※)を記載していなかった。

※ 支援経過記録に記載を要する記録とは

入院日、情報提供を行った日時、場所（医療機関に出向いた場合）、内容、提供手段（面談、手渡し、FAX等）等

平成30年度介護報酬改定では、入院時情報連携加算について、入院後に速やかに医療機関に情報を提供することを評価するため、情報提供までにかかった期間に応じて、加算に差をつけられました。（以前とは異なり、提供の方法は問わないとされています。）

そのため、介護支援専門員の皆様におかれましては、入院時情報提供書の他に、支援経過記録に必要な記録を残しておいてください。

なお、同年度の省令改正では、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することが義務付けられていますので、医療保険証やお薬手帳などに担当ケアマネの連絡先等を記載した名刺等とともに保管することなどをおすすめします。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について【平成12年老企第36号】

第3 居宅介護支援費に関する事項

12 入院時情報連携加算について

(1) 総論

「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の入院日、心身の状況（例えば疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など）及びサービスの利用状況をいう。当該加算については、利用者一人につき、1月に1回を限度として算定することとする。

また、情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について居宅サービス計画等に記録すること。なお、情報提供の方法としては、居宅サービス計画等の活用が考えられる。

(2) 入院時情報連携加算（Ⅰ）

利用者が入院してから3日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。

(3) 入院時情報連携加算（Ⅱ）

利用者が入院してから4日以上7日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(抄)(平成11年7月29日老企発第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

第2の3(1)
(中略)

また、利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながる。基準第4条第3項は、指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があることを規定するものである。なお、より実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましい。

3. 退院・退所加算における退院カンファレンスの出席者要件について

・退院・退所加算について、退院カンファレンスの出席者の要件を満たさずに請求したケースがありましたので、適切な請求となるよう過誤調整を行うこと。

→ 実地指導での事例・・・退院・退所加算の退院カンファレンス要件について、必要な出席者を満たさないまま、カンファレンス有の加算で請求を行っていた。

平成30年12月14日付及び平成30年12月27日付の事務連絡にて既に市内居宅介護支援事業所に対して通知を送付したところです。